

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：34316

研究種目：新学術領域研究（研究領域提案型）

研究期間：2011～2015

課題番号：23101011

研究課題名（和文）犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究

研究課題名（英文）A Comprehensive Study on the Treatment for Criminals and Delinquents: Theory and Practice of Human Sciences on a Crossroads of Criminal Justice and Welfare

研究代表者

石塚 伸一（Ishizuka, Shinichi）

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号：90201318

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 22,000,000 円

研究成果の概要（和文）：日本における犯罪者・非行少年処遇は、未だ科学化が進んでおらず、法律家の先入見に支配されている。中央政府主導の犯罪対策には限界があるを自覚した政府は、地方政府や地域社会、NPOとの連携を模索している。他方で、市民は、人間科学にもとづく犯罪問題の解決に期待をしているが、十分な情報をもたないために、扇情的な犯罪報道に賛動して、刑罰ポピュリズムに惑わされる傾向がある。

犯罪者・非行少年の処遇において、法と人間科学への期待は大きい。個別分野での科学的実践を通じて、実践的科学としての犯罪学の領域にフィードバックされる諸課題を受け止めながら、法と人間科学の中に新たな犯罪学を構築していく必要がある。

研究成果の概要（英文）：We have researched three sessions including ten units 1) Session on Scientific Theories and Methodology ([a]methodology of science, [b]comparative studies and [c]evidence based policies) ; 2) Session of Fields of Application ([a]developmental disorder,[b]sexual offenders, [c]drug addicts and [d] religious chaplain) and 3) Two Attitude Surveys([a]opinion survey, [b]deliberated poll and [c] literacy seminar on criminology), and then analyzed their outcomes, thereby we conclude as follows:

As we can't introduce true scientific methods on the field to treat criminals and delinquents yet, practitioners are ruled by prosecutors and policy makers as lawyers. A numbers of practitioners and policy makers expect, however, the development of a new scientific field of "law and human science" whose methods are trans-disciplinary and self-reflective around practical issues in the modern society. In my opinion we have to establish a criminology which orientates itself toward law and human science.

研究分野：刑事法

キーワード：犯罪者 非行少年 EBP 危険予測 処遇評価

1. 研究開始当初の背景

近年における科学の進歩には、めざましいものがある。わたしたちは、従来、経験と直感によって判断されてきた事象が、新たな知見と技術によって解明され、その見方や対応に根本的な変更を迫られることも珍しくはない。刑事司法の領域においても、この30年余の犯罪捜査におけるDNA型鑑定の普及はその典型例である。人間関係諸科学もその例外ではなく、1990年代には、供述分析や司法面接、発達心理などの領域において、法学者と心理学者、研究者と実務家の協働の萌芽が見られた。2000年に入り、日本法と心理学会が発足した。

2004年に裁判員裁判の導入が決まり、2009年から、有罪無罪の認定や量刑判断に一般市民が参加することになった。それまでの裁判官の法廷での経験に全幅の信頼を置く刑事裁判のあり方に根本的な見直しが求められた。そうなれば、刑事裁判における被疑者・被告人、被害者や関係者の心理についての科学的知見や情報の重要性も増大することになる。ところが、少年事件における心理技官による鑑別や家庭裁判所調査官による調査や刑事事件における責任能力や情状の鑑定を除けば、刑事裁判に心理学的知見が活用されることはほとんどなかった。

矯正の場面においては、伝統的に非行少年の個別的処遇計画の策定や受刑者の分類などにおいて心理学的知見が活用されてきた。近年では、性犯罪者や薬物事犯に対する認知行動療法の導入など、一定の発展がみられる。しかし、これらの活動も、刑事司法の個々の局面での断片的な利用にとどまり、刑事司法全体において心理学的知見をどのように活用すべきかを捉える研究は見られなかった。

このように、犯罪者や非行少年の処遇という領域において、人間科学的知見を方法論、現象論、実用論などにまで遡って、その刑事司法における活用についての総合的研究が

求められていた。

2. 研究の目的

本研究は犯罪者および非行少年の処遇の調査研究および政策提言に際して、心理学等の人間科学の知見をどのように活用すべきかを総合的に検討することを目的とする。

研究は、総論、各論および意識調査の3つのユニットに大別され、**総論研究**においては、刑事司法に人間科学の知見を活用する際の方法論的諸問題を明らかにする(日本の行動科学現状、諸外国との比較およびエビデンス・ベイスト政策〔EBP〕の導入)。近年の刑事政策における重要なトピックである4つの問題を取り上げ、**各論研究**を進める(発達障害、性犯罪者、薬物依存症者および刑事施設における宗教活動)。つぎに、上記の調査研究を通じて明らかになった問題点を精査し、これらを踏まえて、**意識調査**を実施し、刑事司法に対する専門家の認識と一般市民の期待の異同を分析する。最後に、総論的および各論的な調査研究の結果を分析検討し、これと意識調査の結果とを比較検討することによって、裁判員裁判の時代における人間科学的知見の活用について、そのあるべき姿を検討し、具体的改善策を提案することを具体的到達目標とする。

3. 研究の方法

調査研究を第1期(2011・12年度)、第2期(2013・14年度)および第3期(2015年度)の3つのフェーズに分ける。

第1期は体制確立期であり、**総論研究**を中心に刑事司法に人間科学の知見を活用する際の方法論的諸問題を明らかにする。なお、これと併行して、これまでの研究実績も踏まえ、近年の刑事政策における重要なトピックである発達障害、性犯罪、薬物依存症者および宗教活動の4つの問題を取り上げ、**各論研究**を進める。**第2期**は展開期であり、**上記の**調査研究を通じて明らかになった問題点を

精査し、人間科学的知見に関する一般市民と刑事司法の専門家との認識や期待の異同を分析検討するための**意識調査**を実施する。**第3期は総括期であり**、総論的および各論的な調査研究の結果を分析し、これと意識調査の結果とを比較検討することによって、裁判員裁判の時代における人間科学的知見の活用について、そのあるべき姿を検討し、具体的改善策を提案する。

総論セクターにおいては、方法論ユニットでは、犯罪学の科学方法論を再検討する。刑事裁判と科学鑑定の問題に焦点を当て、海外から研究者を招聘し、研究者と実務家の協働による国際シンポジウムを開催する。国際比較ユニットでは、「危険性（risk）」とりわけ「再犯リスク」に関する内外の状況を調査研究し、その成果を内外の学会におけるセッションの企画や国際シンポジウムの開催によって発表する。EBPユニットでは、キャンベル共同計画による評価研究の成果を訳出し、冊子を作成するとともに、ホームページで公開する。

各論セクターにおいては、発達障がいユニットと性犯罪ユニットは、行為者の「再犯リスク」や「処遇効果」の評価研究に焦点を当て、共同研究会を立ち上げる。この分野については、理論的にも、実践的にも、未だ萌芽的段階にあり、先駆的な研究や実践をしているグループや個人、あるいは試行的プロジェクトについての情報を収集し、その芽を育てていく必要がある。薬物依存ユニットについては、回復支援や自助グループについては「ダルク（DARC）」の30年活動の成果があり、覚せい剤依存からの回復については実践の蓄積がある。その成果を理論化し、そのコンセプトを内外に普及させるために「ダース（DARS）」という研究グループを立ち上げ、内外の学会等で報告し、セミナーを主催する。宗教意識ユニットでは、刑事司法と宗教意識に関する調査研究を実施

し、その成果を踏まえて、宗教教誨に関するシンポジウムを開催する。

意識調査セクターにおいては、実証的犯罪学のトレーニングを受けた人材を養成するために犯罪学セミナーを開催する。刑罰制度に関する意識調査、および模擬裁判を活用した「熟議型意識調査」を実施する。なお、前者は量的分析を、後者は質的分析を志向している。

4. 研究成果

【総論セクター】日本の刑事司法実務においては、いまだ「科学的証拠に基づく政策（evidence based policy）」という思考方法自体が定着しておらず、科学証拠を、科学基準に従って審査するという方法が定着していないために、科学の成果を捜査や裁判の手段として利用する傾向が強い。政策決定者も、科学的証拠よりは、直感や印象に基づいて、政策判断をしている。刑事司法システムにおいて科学証拠を用いる際には、自然科学（精神医学・分析化学等）社会科学（社会学等）そして人間科学（心理学等）の現代的水準を反映することができるような証拠採用基準の確立が喫緊の課題となっている。

【各論セクター】犯罪者・非行少年処遇と宗教的支援は、かならずしも矛盾・対立するものではなく、「心の傷」を科学的に説明し、それを乗り越えて生きていくための「こころの成長」を支援するには、木に竹を接ぐような安易な総合には弊害があるが、それぞれの特性を活かして、固有の役割を果たしていくためには、法制度的な保証が必要である。

【意識調査セクター】欧米の犯罪学の先進国のみならず、東アジア諸国においても、実証的調査研究が犯罪学の修得の基礎となっているにもかかわらず、日本の法学教育においては、自然科学・社会科学・人間科学などの学修が軽視されている。そのため、他の社会科学部門の研究者との交流や協働がきわめて困難な状況にある。そのため、実務家に

なっても、基礎知識を欠いているため、実証科学の成果が十分に理解できていない。そのことが、日本の刑事裁判や刑事政策の発展を妨げている。

【研究成果 - 結論 -】 日本における犯罪者・非行少年処遇においては、未だ科学化が進んでおらず、とりわけ、法律家の先入見と法制度の拘束から抜け出すことができていない。個別領域においても、中央政府主導の犯罪対策は、限界を露呈している。このことを自覚した政府は、地方政府や地域社会、支援や自助のNPOとの連携や助成を通じて、実効的な施策を模索している。他方で、市民は、人間科学にもとづく犯罪問題の解決に期待をしているが、その実態については十分な情報をもっていないために、犯罪報道に聳動して、刑罰ポピュリズムに惑わされてしまうという傾向がある。

犯罪者・非行少年の処遇において、法と人間科学への期待は大きい。個別分野での科学的実践を通じて、実践的科学としての犯罪学の領域にフィードバックされる諸課題を受け止めながら、法と人間科学の中に新たな犯罪学を構築していくべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計32本)著者名, タイトル, 雑誌名, 巻(号), ページ, 年, [査読]

【平成27年度(2015年4月~2016年3月)】

- (1)石塚伸一「再度の執行猶予再考——「開かずの扉」か? それとも「狭き門」か?——」(『龍谷法学』第48巻3号、1~30頁、2016年)〔査読なし〕
- (2)石塚伸一「18歳の君に: あなたは、死刑を言い渡しますか?(特集 死刑の論点)」(『法学セミナー』第61巻1号、12~21頁、2016年)〔査読なし〕
- (3)石塚伸一〔監修〕「和歌山カレー毒物混入事件最高裁判決について」; 前書き「科学鑑

定と裁判: あるべき科学鑑定を求めて」(『龍谷法学』第48巻1号、603~628頁; 571~574頁、2015年)〔査読なし〕

(4)石塚伸一「欧州薬物調査シリーズ(1)ドイツの薬物事情・2014年夏」(『龍谷法学』第47巻4号、845~908頁、2015年)〔査読なし〕

(5)赤池一将〔第3回日本更生保護学会大会の学会企画シンポジウムの報告(ヨーロッパの社会内処遇: 更生保護とソーシャル・インクルージョン)〕「フランスの社会内処遇と更生保護における官・民と官・官の協働」(『更生保護学研究』第7号、60~80頁、2015年)〔査読なし〕

(6)浜井浩一〔同シンポジウム〕「イタリアの社会内処遇」(『更生保護学研究』第7号、53~59頁、2015年)〔査読なし〕

【平成26年度(2014年4月~2015年3月)】

(7)石塚伸一「和歌山カレー毒物混入事件再審請求と科学鑑定: 科学証拠への信用性の揺らぎ」(『法律時報』第86巻10号、96~103頁、2014年)〔査読なし〕

(8)石塚伸一「〔翻訳〕アルント・ジン「刑罰とは何か。そして、処分とは何か?(Was ist Strafe und was ist Massregel?)」(『龍谷法学』第47巻1号、125~147頁; 149~171頁、2014年)〔査読なし〕

(9)石塚伸一「〔Special Topics: Fairness and Due Process in Japan's Death Penalty: Global Perspectives〕Actual Situation and Discussion concerning Death Penalty in Japan」(『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』第4号、5~7頁; 8~22頁、2014年)〔査読なし〕

(10)赤池一将「〔ミニ・シンポジウム〕新時代における少年司法の課題: 日米独仏瑞の比較法的検討~フランスの少年司法~」(『比較法研究』(第76号、170~176頁、2014年)〔査読なし〕

(11)浜井浩一「社会復帰に向けたノルウェーの刑事政策」(『刑事弁護』第81号、154~161

頁、2015年〕〔査読なし〕

(12) 浜井浩一「〔特集 高齢者・障害者の犯罪：裁判-処遇-社会復帰〕高齢者・障がい者の犯罪をめぐる議論の変遷と課題：厳罰から再犯防止、そして立ち直りへ」(『法律のひろば』第67巻12号、4~12頁、2014.12) 〔査読なし〕

【平成25年度(2013年4月~2014年3月)】

(13) 石塚伸一〔監修〕(杜祖健=河合潤=小田幸児)「〔公開シンポジウム〕刑事裁判と科学鑑定—和歌山カレー事件における科学鑑定の意味—」(『龍谷法学』第46巻第4号、1141~1206頁、2014年) 〔査読なし〕

(14) 石塚伸一「〔特集 保安処分化する刑事罰と責任論・刑罰論の課題〕ドイツにおける保安拘禁の近年の状況について：保安監置をめぐる内外の動向」(『刑法雑誌』第53巻1号、34~70頁、2013年) 〔査読なし〕

(15) 石塚伸一「〔犯罪率の低下は、日本社会の何を物語るのか?〕日本の犯罪は減ったか? 減ったとすれば、その原因は何か?：犯罪統制のネット・ワイドニングと刑事訴追の重点主義化」(『犯罪社会学研究』第38号、36~52頁、2013年) 〔査読なし〕

(16) 石塚伸一「〔特集〕刑事司法情報と法教育：裁判員裁判時代の法教育のゆくえ 共同研究の趣旨」(『刑法雑誌』第52巻1号、1~15頁、2013年) 〔査読なし〕

(17) 赤池一将「〔特集 保安処分化する刑事罰と責任論・刑罰論の課題〕刑罰が危険性に向き合うとき：問題提起にかえて」(『刑法雑誌』第53巻1号、1~14頁、2013年) 〔査読なし〕

(18) 浜井浩一「刑事司法を持続可能にするのは何か?：ノルウェーと日本の対話-日本およびグローバルな視点から見た日本の刑事司法制度 日本社会のコンテクストにおける死刑犯罪への恐怖、そして司法への信頼」(『青山法務研究論集』第6号、273~278頁、2013年) 〔査読なし〕

(19) 浜井浩一「薬物事犯者の処遇 刑罰から治療へ—薬物依存症(違法薬物自己使用)対策の国際的潮流：イタリアの実践を中心として」(『罪と罰』第50巻2号、6~20頁、2013年) 〔査読なし〕

(20) 浜井浩一「犯罪率の低下は、日本社会の何を物語るのか? なぜ犯罪は減少しているのか?」(『犯罪社会学研究』第38号、53~77頁、2013年) 〔査読なし〕

【平成24年度(2012年4月~2013年3年)】

(21) 石塚伸一「〔シンポジウム〕人間を大切にす刑事政策を求めて—ノルウェー犯罪学の実験—」(『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』第1号) 3~62頁所収；(特集の編集ならびに「N・クリスティとノルウェー犯罪学」および「〔基調講演〕N・クリスティはかく語った」2012年) 54~60頁担当) 〔査読なし〕

(22) 石塚伸一「経済危機と犯罪統制政策 財産犯罪と経済犯罪の象徴的操作」(同大会実行委員会発行/報告書編集委員会編『国際犯罪学会第16回世界大会・報告書』、30~36頁、2012年) 〔査読なし〕

(23) 赤池一将「〔課題研究〕刑罰としての拘禁の意味を問い返す~刑務所研究の現在と『監獄の誕生』後の刑罰論~」(『犯罪社会学研究』第37号、4~102頁〔4~11頁〕、2012年) 〔査読なし〕

(24) 浜井浩一「触法高齢・障がい者の支援における刑事司法の問題点と社会福祉の役割」(『社会福祉研究』第114号、2~11頁、2012年) 〔査読なし〕

(25) 浜井浩一=津島昌寛「法律家のための犯罪学入門・第12回)社会調査(世論調査)の理論と仕組み：『Trust in Justice』の調査結果から」(『刑事弁護』第70号、132~137頁、2012年) 〔査読なし〕

【平成23年度(2011年4月~2012年3年)】

(26) 石塚伸一「特集・人間を大切にす刑事政策を求めて：ノルウェー犯罪学の実験(基

調講演解題 N・クリスティは、かく語った」
(『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』第1号、4~62頁〔54~60頁〕、2011年)。

〔査読なし〕

(27)石塚伸一「日本版ドラッグ・コートを越えて～新たな早期介入の可能性～」(『犯罪と非行』第169号、132~151頁、2011年)。

〔査読なし〕

(28)赤池一将「〔講演〕La peine de mort et le systeme penal au Japon」(『龍谷法学』第44巻2号、568~578頁、2011年)。

〔査読なし〕

(29)赤池一将「日本の被拘禁者と国際人権法～国際人権法と新監獄法下の受刑者の権利～」(『法律時報』第83巻3号、16~21頁、2011年)。

〔査読なし〕

(30)浜井浩一「触法障害者の支援『司法と福祉の連携』を考える」(『ノーマライゼーション』第31巻4号、9~13頁、2011年)。

〔査読なし〕

(31)浜井浩一「少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰(刑事政策)の在り方～犯罪学からの提言～」(『犯罪社会学研究』第36号、76~106頁、2011年)。

〔査読なし〕

(32)浜井浩一「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策～持続可能な刑事政策を目指して～」(『犯罪社会学研究』第36号、4~10頁、2011年)。

〔図書〕(計3件)

(1) 石塚伸一編著『薬物政策への新たなる挑戦-日本版ドラッグ・コートを越えて』(日本評論社、全285頁)

(2) 石塚伸一「危険社会における予防拘禁の復活?～ドイツにおける保安監置の動揺について～」(石塚伸一=岡本洋一=楠本孝=前田朗=宮本弘典共編著『近代刑法の現代的論点-足立昌勝先生古稀記念論文集』社会評論社、2013年)258~288頁所収。

(3) 石塚伸一「宗教教誨における一宗派・強

制主義にについて プロイセン監獄学の日本監獄学への影響史の一断面」(浅田和茂=石塚伸一=葛野尋之=後藤昭=福島至編『村井敏邦先生古稀記念論文集』日本評論社、2011年)871~895頁所収。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

石塚伸一 (ISHIZUKA, Shinichi)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号: 90201318

(2)研究分担者

赤池一将 (AKAIKE, Kazumasa)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号: 30212393

浜井浩一 (HAMAI, Koichi)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号: 60373106

(3)連携研究者

なし

以上